

第23回滝沢市農業委員会総会会議録

1 日時 令和7年5月26日(月) 午前9時30分

2 場所 滝沢市役所本庁舎 4階 中会議室

3 日程

日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 業務報告について

日程第 4 議案第 1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

日程第 5 議案第 2号 農用法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第 6 議案第 3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の策定に対する要請の決定について

日程第 7 議案第 4号 農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について

日程第 8 議案第 5号 令和8年度農林関係税制改正に関する要望事項の決定について

日程第 9 議案第 6号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の決定について

日程第10 報告第 1号 第1回農政小委員会の報告について

日程第11 報告第 2号 農地法第3条の3の規定による届出の確認事務報告について

日程第12 報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

4 出席委員 農業委員

1番委員 新田 義修

2番委員 吉清水 秀明

3番委員 主濱 学

4番委員 佐藤 恵一郎

5番委員 熊谷 喜彦

6番委員 高橋 敏彦

7番委員 勝田 徹

8番委員 太田 豊

9番委員 駿河 信一 以上9名

農地利用最適化推進委員

中部地区担当 小山田 正幸

西部地区担当 桑原 和男 以上2名

5 欠席委員 なし

6 説明のために会議に出席した者

農業委員会事務局	事務局長	佐々木 澄子
同	総括主査	佐藤 泰生
同	主任主査	細川 直樹
同	主査	大村 和臣

開会時刻 令和7年5月26日（月） 午前9時30分

佐々木事務局長 只今より第23回滝沢市農業委員会総会を開会いたします。
駿河信一会長よりご挨拶をいただき、引き続き議事進行をお願いいたします。

駿河会長 挨拶（略）

議長 只今の出席委員は農業委員が9名であります。定足数に達しておりますので、本総会は成立します。
なお、本日は推進委員2名が出席しております。

議長 日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。
本案件につきましては会議規則第11条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、ご指名申し上げます。
議事録署名人につきましては5番熊谷喜彦委員と6番高橋敏彦委員を指名します。
書記には事務局の佐藤総括主査と細川主任主査を指名します。

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。
本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

議長 日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

佐々木事務局長 第23回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和7年4月26日から令和7年5月26日までの分の報告となります。議案書は2ページをご覧ください。

（第22回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告）

議長 それでは議事に入ります。
日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申

請に対する可否の決定についてを議題といたします。なお、事前にご説明しましたが議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。

事務局より説明させます。

大村主査

それでは議案第1号について補足説明いたします。議案書は4ページ及び5ページをご覧ください。

整理番号1番は、昨年度の地域集積事業によって地域の特定農業法人に利用権が設定された農地を地域の農業委員が調整し規模拡大を希望していた譲受人が買い受けることとなった案件です。

次に整理番号2番は、遠方に居住する所有者が相続した農地を耕作することが困難であることから地域の農業委員に譲り渡す案件です。長く遊休農地となっていたため、昨年度の地域集積事業により地域で策定した特定農用地利用規定に基づき農用地利用改善団体が調整の上、特定農業法人に利用権が設定されて耕作再開に向けた検討を進めている経緯がございます。このため今後は譲受人自身も構成員となっている特定農業法人と協力して、引き続き耕作再開に向けた取り組みが進められる予定となっております。

以上から、議案第1号については議案書6ページからの調査書に記載されているとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長

今回の現地調査は、太田豊農業委員、小山田正幸推進委員、桑原和男推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を小山田推進委員にお願いします。

小山田推進委員

推進委員の小山田です。それでは私の方から議案第1号について、令和7年5月16日に太田農業委員及び桑原推進委員と現地調査を実施しましたのでご報告いたします。

整理番号1番及び2番の現地は、いずれも全て農地として利用できるよう管理されていることを確認しました。

以上のことから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じないものと考えられます。

以上で報告を終わります。

議長

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長

質疑を終了して採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題といたします。
事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について補足説明いたします。案件は1件です。議案書は11ページから13ページまでをご覧ください。

整理番号1番の申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。申請地は周囲が宅地及び河川等により囲まれ一団の他の農地とは分断された生産性の低い小集団の農地であることから第2種農地と判断されると考えられ、周辺の土地において代替性がないことを確認していることから、農地転用目的の不許可の例外規定に基づきますと許可相当の意見になるものと見られます。また、資金計画は全額自己資金によるものであり、金融機関からの残高証明により事業の確実性について確認しているところです。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を太田委員にお願いします。

太田委員 8番太田です。それでは私の方から議案第2号について、現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、滝沢小学校から南東へ約290メートルの所にあります。周囲の状況ですが、東側は道路を挟み原野、西側は農地、南側は宅地、北側は雑種地になっていました。

以上について調査の結果、申請地は日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第2号について、原案のとおり意見を決定することに賛成の

方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第2号は原案のとおり意見を決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の策定に対する要請の決定についてを議題といたします。
事務局より説明させます。

大村主査 議案第3号について補足説明いたします。議案書は15ページから21ページまでをご覧ください。

整理番号1番は、現在の借受者が耕作できなくなったため地域の推進委員が相談を受けて調整を図り地域の担い手が買い受けることになった案件です。

整理番号2番は、借受人は既にこの農地の一部を借り受けていましたが所有者からの依頼を受けて全面を借り受けることになったため、制度上一旦契約を解除した上で改めて農地の全部に利用権設定をし直す案件です。

整理番号3番は、所有者からの依頼を受けて地域の担い手が新たに借り受ける案件です。

整理番号4番は、昨年度の地域集積事業により地域の特定農業法人に利用権が設定された農地を規模拡大を図る地域の担い手が引き受けることになった案件です。

整理番号5番及び6番は、現在の借受者が耕作できなくなったことから地域の推進委員が中心となって地域で組織された農地利用協議会とも調整を図り地域の担い手がそれぞれ引き受けることになった案件です。

整理番号7番は、借受者を地域の担い手間で変更する案件です。

以上、議案第3号についてはいずれも農地中間管理事業に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件のうち整理番号4番から7番までにつきましては再配分の案件のため現地調査を省略しております。

本案件のうち整理番号1番から3番までの現地調査報告を桑原推進委員にお願いします。

桑原推進委員 推進委員の桑原です。それでは私の方から議案第3号のうち整理番号1番から3番までについて、現地調査を実施しましたのでご報告いたします。

こちらの現地は、いずれも全て農地として活用されていることを確認しました。

また、事務局の説明及び別添の調査書にもありますとおり、必要とされる各要件を満たしているものと見込まれます。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号については原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第7、議案第4号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてを議題といたします。

事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第4号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてを補足説明いたします。案件は2件です。議案書は23ページから25ページまでをご覧ください。

始めに整理番号1番は、この迂回路は滝沢市道として帰属されることが明らかであるため市の公共事業の一部と見なすことができるものであり、農地転用の許可権者である市による農地転用行為は農地法により農地転用許可制度の例外とされていることから農地転用許可を伴わない現状変更届出による工事を経た上で農地または採草放牧地以外のものとなった土地であることから、要領に基づき判断しますと証明することには問題はないものと考えられます。

次に整理番号2番は、航空写真等により調査したところ農地でなくなってから既に20年以上経過していることから、要領に基づき判断しますと証明することには問題はないものと考えられます。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を太田委員にお願いします。

太田委員 8番太田です。それでは私の方から議案第4号について、現地調査を実施しましたので報告いたします。

始めに整理番号1番の申請地の位置は、滝沢市役所から東へ約5

00メートルの所にあります。周囲の状況ですが、東側及び南側は農地、西側は道路及び水路を挟み市道の拡幅工事箇所、北側は市道の整備工事箇所になっており、現地は市道工事により行き止まりとなった農道の代替路としての機能を有している様子が確認できました。

次に整理番号2番の申請地の位置は、滝沢中央病院から南東へ約430メートルの所にあります。周囲の状況ですが、東側は水路を挟み宅地、西側は農地、南側は水路を挟み農地、北側は道路及び水路を挟み農地になっており、現地はほぼ全面に砂利が敷かれてから相当な時間が経過しているものと見られる様子が確認できました。

以上について調査の結果、いずれの申請地は耕作されておらず、既に農地性はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第8、議案第5号、令和8年度農林関係税制改正に関する要望事項の決定についてを議題といたします。

事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第5号、令和8年度農林関係税制改正に関する要望事項の決定についてをご説明いたします。議案書は27ページから30ページまでをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上で説明を終わります。

議長 ここで関連がありますので、日程第10、報告第1号、第1回農政小委員会の報告について、農政小委員会佐藤委員長より報告をお願いします。

佐藤委員長

農政小委員会委員長の佐藤でございます。それでは私の方から、第1回農政小委員会の顛末について報告いたします。議案書は40ページをご覧ください。

第1回農政小委員会は5月16日に農政小委員会委員7名が出席し、令和8年度の農林関係税制改正に関する要望について協議を行いました。

こちらは事務局から説明がありましたように、検討の結果、議案のとおり本市において利用実績がある等し、かつ本年度末までに特例措置の期限を迎える3点の期限について延長することを要望事項として、総会に提案することを決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長

これより質疑に入ります。

新田委員

説明のありました畜産・酪農農家等に対する贈与税非課税枠の2,500万円からの拡大を要望することについて検討したようですが、他と比べても必要なことだと思いましたので先行して提案して良かったのではないかと思うのですけれども、何故ペンディングリストとしたのか理由を教えてください。

細川主任主査

新田委員のご質問にお答えいたします。

2,500万円までの納税猶予措置というのは贈与税の全般に対して掛かっている制度でありまして、これが例えば一般的なサラリーマン世帯で手元の財産を生前贈与する場合等にも適用されますし、大小関わらず何らかの事業されている方であっても、一方で無職の方であっても、ただそれを土地であろうが金融資産であろうが、それを何回に分けたとしても最終的に2,500万円を超えるまでは相続税に移行するまで、相続税では毎回課税はされる訳ですけれども、それまで贈与税の納税義務は猶予しますという制度であります。今回のお話の中では、畜産・酪農関係では牛舎等があつて相対的に資産額が大きくなってしまふのではないのかというご指摘でございましたが、同じ農業の世界でも当市から離れますと水稻や畑作等でも大規模農家さんでは農作業、耕作機械等だけでも同じような資産規模を持つ方もおられるでしょうし、他方不動産業の方で貸ビルや賃貸住宅を持っていて財産を生前贈与される方もいるかもしれませんので、そうなると国税庁等が意図している2,500万円という上限を本当に畜産・酪農農家、特に酪農農家だけでも良いから拡大して欲しいという要望を行うことになりまして、同じ農業関係者からも本当にそこだけで良いのかという話が出てくるのが容易に想定されますし、一方で上限の拡大を他の業種も含め拡大して欲しいということになりまして、国税全体への影響というものももちろん確認して実現の可能性はある内容として要望しなければならないというところでありましたので、今後要望に対して他市町村

の委員会等からも賛同を得る等して上に持って行くためには理論武装と必要な情報収集にも相応の時間を要すると思われました。

今回こちらのご提案をいただいた後、根拠を積み上げた上で農政小委員会において検討し、今回の総会で意見を出すというところまでは間に合いませんでしたので、今後は農業委員会大会等も含めまして、もう少し農業会議等、また場合によっては農業会議所または市税担当から税務署や国税庁等に確認する点もあるかもしれませんが、提案にあたってはその趣旨を具体的な数字等を交えより明らかにしてから行うよう元々求められていますので、そこに対してもう少し肉付け等を行う時間をいただきたいということで今回は止むを得ず見送らせていただくという判断をさせていただき、農政小委員会の委員の皆様にご説明して了解をいただいたという経緯になってございます。

新田委員 今回見送られた趣旨については分かりました。

酪農畜産の方達は結構固定資産を持っていて、これを次の世代にどう渡すのかということは他の農家に比べても非常に大事なことだと思いますので、ぜひなるべく早く対応していただくよう要望していただきたいと思います。

細川主任主査 要望として承りまして、今後の検討に活かしてまいります。

議長 他にございませんか。

議長 無いようですので質疑を終了して採決に入ります。
議案第5号について、原案のとおり要望することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第5号は原案のとおり要望することに決定いたしました。

議長 日程第9、議案第6号、令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の決定についてを議題といたします。
事務局より説明させます。

細川主任主査 それでは、議案第6号、令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の決定についてを説明いたします。議案書は32ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上で議案の説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第6号について、原案のとおり公表することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり公表することに決定いたしました。

議長 日程第11、報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出の確認事務報告について、及び日程第12、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知についてにつきましては、お手元の議案書41ページからのおりとなっておりますのでご確認願います。

議長 以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもって、第23回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和7年5月26日(月) 午前10時15分

議 長 _____

会議録署名人 5 番委員 _____

会議録署名人 6 番委員 _____

これは原本である。

令和7年5月26日

滝沢市農業委員会 会長 駿河 信一